

「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」新旧対照表（国家戦略特区提案による「企業主導型保育事業の運用改善」に係る改正部分抜粋）

改正後	改正前
第3 企業主導型保育事業の実施方法等 2. 事業の内容 (1) 利用定員 ① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。 ア 従業員枠 a 自社従業員枠 事業実施者に雇用されている者の監護する児童 <u>（具体的には、以下（i）～（v）に掲げる者に雇用されている者の監護する児童をいう。）</u> <u>（i）～（v）</u> 〔略〕 b 共同利用枠 事業実施者と連携した企業（4.（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童 イ 地域枠 ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。） ② 〔略〕 ③ 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者及び1（1）③の類型による事業実施者を除く。）は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①アa 以外の児童を受け入れる場合には、施設の利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。	第3 企業主導型保育事業の実施方法等 2. 事業の内容 (1) 利用定員 ① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。 ア 従業員枠 a 自社従業員枠 事業実施者に雇用されている者の監護する児童 b 共同利用枠 事業実施者と連携した企業（4.（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童 イ 地域枠 ア以外の児童（施設の利用定員の50%以内。） ② 〔略〕 ③ 事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者及び1（1）③の類型による事業実施者を除く。）は、自社従業員枠に空き定員がある場合に、当該空き定員を活用して①アa 以外の児童を受け入れる場合には、施設の利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。

④ ①及び③の規定にかかわらず、従業員枠に空き定員がある場合は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設の利用定員の50%を超過して①ア以外の児童を受け入れることができるものとする。ただし、事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。 ア 児童福祉法第24 条第3 項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れ <u>（保育利用が必要な時期までに、市区町村から入所保留の通知が発行されない事情がある場合には、当該事情が解消されるまでの間に限り、入所保留の通知を受けていない児童の受入れも含む。）</u> であること イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者とししないこと	④ ①及び③の規定にかかわらず、従業員枠に空き定員がある場合は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設の利用定員の50%を超過して①ア以外の児童を受け入れることができるものとする。ただし、事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く。）は、施設の利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。 ア 児童福祉法第24 条第3 項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れであること イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者とししないこと
---	--